

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年8月6日

【四半期会計期間】 第26期第1四半期
(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

【会社名】 株式会社 太陽工機

【英訳名】 T A I Y O K O K I C O . , L T D .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 渡辺 登

【本店の所在の場所】 新潟県長岡市西陵町221番35

【電話番号】 (0258) 42-8808

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 牛尾 滋昭

【最寄りの連絡場所】 新潟県長岡市西陵町221番35

【電話番号】 (0258) 42-8808

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 牛尾 滋昭

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第25期 第1四半期 累計(会計)期間	第26期 第1四半期 累計(会計)期間	第25期
会計期間	自平成21年4月1日 至平成21年6月30日	自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	自平成21年4月1日 至平成22年3月31日
売上高 (千円)	262,067	485,303	1,679,337
経常損失 () (千円)	261,907	183,241	1,263,283
四半期(当期)純損失 () (千円)	379,710	184,843	1,563,403
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	700,328	700,328	700,328
発行済株式総数 (株)	2,978,200	2,978,200	2,978,200
純資産額 (千円)	2,251,957	885,386	1,068,568
総資産額 (千円)	4,168,581	2,877,573	3,392,442
1株当たり純資産額 (円)	768.54	298.73	362.30
1株当たり四半期(当期)純損失金額 () (円)	130.18	63.58	536.57
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	53.8	30.2	31.1
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	177,043	359,087	1,369,083
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	36,941	128,121	11,045
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	47,318	431,825	457,599
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	1,308,597	274,785	219,400
従業員数 (名)	215	179	170

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため、記載しておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、1株当たり四半期(当期)純損失であり、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(名)	179(3)
---------	--------

- (注)
- 1 従業員数は、他社からの出向者等を含む就業人員数であります。
 - 2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当四半期会計期間における平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
 - 3 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員・アルバイト社員を除いております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

当社は、研削盤の製造及び販売を事業内容とする単一セグメントであり、開示対象となるセグメントはありませんので、製品の品目ごとに記載しております。

(1) 生産実績

当第1四半期会計期間における生産実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目	生産高(千円)	前年同四半期比(%)
立形研削盤	439,824	132.9
横形研削盤	44,000	-
その他専用研削盤	-	-
合計	483,824	156.2

- (注) 1 金額は、販売価格によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第1四半期会計期間における受注実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目	受注高(千円)	前年同四半期比(%)	受注残高(千円)	前年同四半期比(%)
立形研削盤	653,361	384.4	1,023,327	33.5
横形研削盤	95,109	174.5	153,280	98.9
その他専用研削盤	54,651	397.5	168,100	-
合計	803,122	344.9	1,344,707	16.8

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期会計期間における販売実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
立形研削盤	427,622	76.9
横形研削盤	52,629	461.4
その他専用研削盤	5,051	54.0
合計	485,303	85.2

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第1四半期会計期間		当第1四半期会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社森精機トレーディング	98,592	37.6	192,042	39.6
金沢機工株式会社	-	-	54,019	11.1

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

当第1四半期会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容

(1)経営成績の分析

当社を取り巻く経営環境は最悪期を脱し、回復の傾向が顕著になってまいりました。すなわち、国内外における設備投資需要は着実に回復してきており、特に海外におきましては、アジアを中心とした新興国では設備投資需要が大いに高まっております。

このような環境の中、当社の受注及び引合状況につきましても大幅な改善が見られております。当社は顧客のニーズに合った製品開発と生産効率の向上につながる提案に努め、既存取引先の需要発掘及び国内外の新規顧客の開拓・販路拡大に向けた施策を着実に実行してまいりました。特に、海外での受注活動につきましましては、前事業年度に中国、フランスにエンジニアを配置しており、増加傾向にある海外需要に対応し、受注増加に努めております。

また、今年6月には、新開発機種であるVertical Mate 85を発表いたしました。工程革新、高精度化といった従来機械の優位性を維持しつつも、構造をシンプルにすることにより、低価格を実現した機種であり、この時機にマーケットに投入することにより、今後回復する需要を取り込めるものと考えております。

また一方では、コスト削減についても引き続き推し進めております。設計の工夫による外部調達コストの低減はもちろんのこと、前事業年度末に実施した早期退職優遇制度や管理職以上の一部給与カットにより固定費を削減しております。

この結果、当第1四半期会計期間の受注高は803,122千円(前年同期比344.9%増)、売上高は485,303千円(前年同期比85.2%増)、営業損失170,537千円(前年同期は249,640千円の損失)、経常損失183,241千円(前年同期は261,907千円の損失)、四半期純損失184,843千円(前年同期は379,710千円の損失)となりました。

当第1四半期会計期間の営業状況の概要は以下のとおりであります。

[受注]

受注につきましましては、アジア諸国の需要取り込みを狙う国内外ユーザーの設備投資動向を捉え、積極的に提案営業を行ってまいりました。そうした活動により、受注状況は前年同期比大幅に改善し、当第1四半期会計期間の受注高は、803,122千円(前年同期比344.9%増)となりました。うち当社主力機種である立形研削盤は653,361千円(前年同期比384.4%増)、横形研削盤は95,109千円(前年同期比174.5%増)、その他専用研削盤は54,651千円(前年同期比397.5%増)となりました。

[売上]

売上高につきましましては、昨年度後半の受注状況の改善により、当第1四半期会計期間の実績は485,303千円(前年同期比85.2%増)となりました。品目別に示すと、立形研削盤は427,622千円(前年同期比76.9%増)、横形研削盤は52,629千円(前年同期比461.4%増)、その他専用研削盤は5,051千円(前年同期比54.0%減)となっております。

(2)財政状態の分析

(流動資産)

当第1四半期会計期間末の流動資産は前事業年度末に比べて488,389千円減少し、1,411,411千円となりました。これは主に現金及び預金が74,615千円、売掛金が371,245千円減少したこと、製品が42,127千円、仕掛品が69,737千円、原材料及び貯蔵品が21,727千円増加したことによるものです。

(固定資産)

当第1四半期会計期間末の固定資産は前事業年度末に比べて26,478千円減少し、1,466,161千円となりました。これは主に有形固定資産が20,685千円減少したことによるものです。

(流動負債)

当第1四半期会計期間末の流動負債は前事業年度末に比べて318,136千円減少し、1,026,073千円となりました。これは主に短期借入金が420,000千円減少したこと、買掛金が94,086千円増加したことによるものです。

(固定負債)

当第1四半期会計期間末の固定負債は前事業年度末に比べて13,550千円減少し、966,113千円となりました。これは主にリース債務が12,288千円減少したことによるものです。

(純資産)

当第1四半期会計期間末の純資産は前事業年度末に比べて183,181千円減少し、885,386千円となりました。これは利益剰余金が184,843千円減少したこと、新株予約権が1,661千円増加したことによるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は前事業年度末に比べて55,384千円増加し、274,785千円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、資金は359,087千円の増加（前年同期は177,043千円の増加）となりました。これは主に減価償却費28,392千円、売上債権の減少376,833千円、仕入債務の増加94,086千円、未収消費税等の減少172,062千円、未払費用の増加34,200千円による資金増加要因と、税引前四半期純損失183,241千円の計上、たな卸資産の増加133,592千円、利息の支払11,344千円、事業構造改革費用の支払23,038千円、法人税等の支払3,303千円の資金減少要因によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、資金は128,121千円の増加（前年同期は36,941千円の増加）となりました。これは主に定期積金の減少130,000千円による資金増加要因と、有形固定資産の取得4,850千円の資金減少要因によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、資金は431,825千円の減少（前年同期は47,318千円の減少）となりました。これは主に短期借入金の返済420,000千円、リース債務の返済11,822千円の資金減少要因によるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期会計期間の研究開発費の総額は、26,571千円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	9,000,000
計	9,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年8月6日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,978,200	2,978,200	大阪証券取引所 (JASDAQ市場)	(注)1、2、3
計	2,978,200	2,978,200		

- (注) 1 普通株式は完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社として標準となる株式であります。
2 単元株式数は100株であります。
3 提出日現在の発行数には、平成22年8月1日から本四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(平成21年6月19日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	215 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	21,500 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 643 (注) 3、7
新株予約権の行使期間	平成23年7月18日から平成26年7月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 927 資本組入額 464
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社の取締役又は監査役地位にあることを要する。ただし、当社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合のほか、正当な理由のある場合にはこの限りではない。 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。ただし、に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。 その他権利行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 当社が株式分割、又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合及びその他これらの場合に準じて新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 3 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、その価額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権割当日の終値とする。

なお、新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

- 4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。

ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（注）3で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に本項に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（注）5に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

（注）6に準じて決定する。

- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項記載の資本金等増加限度額から本項に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 6 新株予約権の取得事由及び条件
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当該新株予約権を取締役会の決定する価額（無償を含む）で取得することができる。
新株予約権者が上記新株予約権の行使の条件による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- 7 ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、平成22年4月1日付で大阪証券取引所（JASDAQ市場）に上場となっております。

(平成21年6月19日第24期定時株主総会決議及び取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	336 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	33,600 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 643 (注) 3、7
新株予約権の行使期間	平成23年7月18日から平成26年7月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 927 資本組入額 464
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社の従業員の地位にあることを要する。ただし、定年による退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。ただし、に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。</p> <p>その他権利行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 当社が株式分割、又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合及びその他これらの場合に準じて新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

3 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、その価額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権割当日の終値とする。

なお、新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。

ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（注）3で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に本項に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（注）5に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

（注）6に準じて決定する。

5 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項記載の資本金等増加限度額から本項に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当該新株予約権を取締役会の決定する価額（無償を含む）で取得することができる。

新株予約権者が上記新株予約権の行使の条件による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

7 ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、平成22年4月1日付で大阪証券取引所（JASDAQ市場）に上場となっております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年6月30日		2,978,200		700,328		637,828

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成22年3月31日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 70,700	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,907,200	29,072	-
単元未満株式	普通株式 300	-	-
発行済株式総数	2,978,200	-	-
総株主の議決権	-	29,072	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、自己株式76株が含まれております。

【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社太陽工機	新潟県長岡市西陵町 221番35	70,700	-	70,700	2.37
計	-	70,700	-	70,700	2.37

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月
最高(円)	570	572	609
最低(円)	520	463	510

(注) 株価は、大阪証券取引所（JASDAQ市場）におけるものであります。

3 【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び前第1四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第1四半期会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び当第1四半期累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び前第1四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期財務諸表並びに当第1四半期会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び当第1四半期累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社を有しておりませんので、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成22年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	274,785	349,400
受取手形	-	5,588
売掛金	324,598	695,844
製品	42,127	-
仕掛品	571,541	501,804
原材料及び貯蔵品	171,503	149,775
その他	27,854	198,387
貸倒引当金	1,000	1,000
流動資産合計	1,411,411	1,899,801
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	966,861	984,614
土地	356,336	356,336
その他(純額)	100,113	103,044
有形固定資産合計	1,423,311 ₁	1,443,996 ₁
無形固定資産	31,981	34,838
投資その他の資産	10,869	13,805
固定資産合計	1,466,161	1,492,640
資産合計	2,877,573	3,392,442
負債の部		
流動負債		
買掛金	156,179	62,092
短期借入金	630,000 ₂	1,050,000 ₂
未払法人税等	2,321	4,508
前受金	6,000	6,000
製品保証引当金	42,569	41,916
その他	189,003	179,692
流動負債合計	1,026,073	1,344,209
固定負債		
リース債務	905,181	917,470
長期未払金	60,932	62,193
固定負債合計	966,113	979,664
負債合計	1,992,186	2,323,873
純資産の部		
株主資本		
資本金	700,328	700,328
資本剰余金	637,828	637,828
利益剰余金	409,947	225,104
自己株式	59,682	59,682
株主資本合計	868,527	1,053,370
新株予約権	16,859	15,198
純資産合計	885,386	1,068,568
負債純資産合計	2,877,573	3,392,442

(2)【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高	262,067	485,303
売上原価	198,131	451,874
売上総利益	63,935	33,429
販売費及び一般管理費	1 313,576	1 203,966
営業損失()	249,640	170,537
営業外収益		
受取利息	149	83
受取手数料	-	83
保険配当金	214	347
還付消費税等	-	3,254
その他	553	598
営業外収益合計	917	4,366
営業外費用		
支払利息	7,983	11,147
売上割引	755	807
支払手数料	2,704	2,863
その他	1,740	2,251
営業外費用合計	13,184	17,070
経常損失()	261,907	183,241
特別利益		
貸倒引当金戻入額	1,236	-
特別利益合計	1,236	-
特別損失		
減損損失	4,480	-
特別損失合計	4,480	-
税引前四半期純損失()	265,152	183,241
法人税、住民税及び事業税	1,691	1,601
法人税等調整額	112,866	-
法人税等合計	114,558	1,601
四半期純損失()	379,710	184,843

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純損失()	265,152	183,241
減価償却費	26,892	28,392
減損損失	4,480	-
受取利息	149	83
支払利息	7,983	11,147
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,236	-
役員賞与引当金の増減額(は減少)	25,169	-
製品保証引当金の増減額(は減少)	41,511	653
売上債権の増減額(は増加)	895,774	376,833
たな卸資産の増減額(は増加)	214,789	133,592
仕入債務の増減額(は減少)	5,959	94,086
未収消費税等の増減額(は増加)	76,249	172,062
未払消費税等の増減額(は減少)	40,824	-
未払金の増減額(は減少)	491	1,448
未払費用の増減額(は減少)	111,315	34,200
その他	82,687	5,217
小計	469,522	396,690
利息の受取額	149	83
利息の支払額	7,984	11,344
事業構造改革費用の支払額	-	23,038
法人税等の支払額	284,643	3,303
営業活動によるキャッシュ・フロー	177,043	359,087
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期積金の純増減額	45,000	130,000
有形固定資産の取得による支出	5,522	4,850
無形固定資産の取得による支出	2,635	-
その他	99	2,971
投資活動によるキャッシュ・フロー	36,941	128,121
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	-	420,000
リース債務の返済による支出	7,650	11,822
配当金の支払額	39,668	2
財務活動によるキャッシュ・フロー	47,318	431,825
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	166,666	55,384
現金及び現金同等物の期首残高	1,141,931	219,400
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,308,597	274,785

【継続企業の前提に関する事項】

当第1四半期会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

該当事項はありません。

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期会計期間 (自平成22年4月1日至平成22年6月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 当第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 なお、これにより、損益に与える影響はありません。

【表示方法の変更】

	当第1四半期会計期間 (自平成22年4月1日至平成22年6月30日)
(四半期損益計算書関係)	前第1四半期累計期間において、営業外収益の「その他」に含めていた「受取手数料」は、内容をより明瞭にするため、当第1四半期累計期間より区分掲記することとしております。なお、前第1四半期累計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「受取手数料」は96千円であります。

【簡便な会計処理】

当第1四半期会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成22年6月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)												
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 563,991千円</p> <p>2 コミットメントライン契約</p> <p>運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と貸出コミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当第1四半期会計期間末の借入未実行残高は、以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸出コミットメント限度額</td> <td style="text-align: right;">1,200,000千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">630,000千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">差引額</td> <td style="text-align: right;">570,000千円</td> </tr> </table> <p>上記のコミットメントライン契約には、以下の財務制限条項が付されております。</p> <p>借入人は各事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から新株予約権及び繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額を以下のa又はbのいずれか高い金額以上に維持すること。但し、平成22年3月期末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から新株予約権及び繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額については、a.1,000百万円以上に維持すること。</p> <p>a.1,000百万円</p> <p>b.直前の事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から新株予約権及び繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額の75%に相当する金額</p> <p>借入人は各事業年度末日における単体の損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。</p>	貸出コミットメント限度額	1,200,000千円	借入実行残高	630,000千円	差引額	570,000千円	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 538,456千円</p> <p>2 コミットメントライン契約</p> <p>運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と貸出コミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は、以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸出コミットメント限度額</td> <td style="text-align: right;">1,200,000千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">1,050,000千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">差引額</td> <td style="text-align: right;">150,000千円</td> </tr> </table> <p>上記のコミットメントライン契約には、以下の財務制限条項が付されております。</p> <p>借入人は各事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から新株予約権及び繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額を以下のa又はbのいずれか高い金額以上に維持すること。但し、平成22年3月期末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から新株予約権及び繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額については、1,000百万円以上に維持すること。</p> <p>a.1,000百万円</p> <p>b.直前の事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から新株予約権及び繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額の75%に相当する金額</p> <p>借入人は各事業年度末日における単体の損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。</p>	貸出コミットメント限度額	1,200,000千円	借入実行残高	1,050,000千円	差引額	150,000千円
貸出コミットメント限度額	1,200,000千円												
借入実行残高	630,000千円												
差引額	570,000千円												
貸出コミットメント限度額	1,200,000千円												
借入実行残高	1,050,000千円												
差引額	150,000千円												

(四半期損益計算書関係)

第1四半期累計期間

前第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1 販売費及び一般管理費の主なもの	1 販売費及び一般管理費の主なもの
販売促進費 30,887千円	販売促進費 26,067千円
運賃 4,251 "	運賃 9,990 "
広告宣伝費 3,958 "	広告宣伝費 6,047 "
出張費 12,887 "	出張費 13,174 "
役員報酬 25,515 "	役員報酬 14,078 "
給料及び手当 41,065 "	給料及び手当 37,353 "
賞与 13,353 "	賞与 5,607 "
退職給付費用 4,326 "	退職給付費用 3,782 "
減価償却費 1,614 "	減価償却費 1,335 "
賃借料 14,537 "	賃借料 14,282 "
支払手数料 19,719 "	支払手数料 13,855 "
研究開発費 107,748 "	研究開発費 26,571 "

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 1,388,597千円	現金及び預金 274,785千円
預入期間が3か月超の定期積金 80,000 "	預入期間が3か月超の定期積金 - "
現金及び現金同等物 1,308,597千円	現金及び現金同等物 274,785千円

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第1四半期会計期間末
普通株式(株)	2,978,200

2 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第1四半期会計期間末
普通株式(株)	70,776

3 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の当第1四半期会計期間末残高 16,859千円

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度の開始の日から当四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

(追加情報)

当第1四半期会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号)平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

当社は、研削盤の製造及び販売を事業内容とする単一セグメントであり、開示対象となるセグメントはありませんので、セグメント情報は記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1 スtock・オプションに係る当第1四半期会計期間における費用計上額及び科目名

売上原価の株式報酬費用	771千円
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	889千円

2 当第1四半期会計期間に付与したストック・オプションの内容

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成22年6月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
298.73円	362.30円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期会計期間末 (平成22年6月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	885,386	1,068,568
普通株式に係る純資産額(千円)	868,527	1,053,370
差額の主な内訳(千円) 新株予約権	16,859	15,198
普通株式の発行済株式数(株)	2,978,200	2,978,200
普通株式の自己株式数(株)	70,776	70,776
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式 の数(株)	2,907,424	2,907,424

2 1株当たり四半期純利益金額等

第1四半期累計期間

前第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額() 130.18円	1株当たり四半期純損失金額() 63.58円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 -円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 -円

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純損失()の算定上の基礎

項目	前第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
四半期損益計算書上の 四半期純損失() (千円)	379,710	184,843
普通株式に係る 四半期純損失() (千円)	379,710	184,843
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	2,916,824	2,907,424
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり四半期純利益の算定に含ま れなかった潜在株式について前事業年度 末から重要な変動がある場合の概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月 7日

株式会社太陽工機
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小川 佳男 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 遠藤 尚秀 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社太陽工機の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の第1四半期会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社太陽工機の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8月 6日

株式会社太陽工機
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小川 佳男 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 遠藤 尚秀 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社太陽工機の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第26期事業年度の第1四半期会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社太陽工機の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。